

都道府県・政令指定都市

番号	自治体名	問6 入札監視委員会		
		問6-2 委員の人選	問6-3 入札調査の方法	問6-4 制度上の課題
1	北海道	中立・公正の立場から客観的に入札及び契約についての審査 その他の事務を適切に行うことができる学識経験者等として 司法、土木学会、会計、経済経営の専門家から人選してい る。	工事等案件の抽出審議、現地調査、談合情報の審 議、入札・契約手続きの運用状況等の報告を受け 調査審議等。	特になし。
2	青森県	県土整備部において、公正中立の立場で客観的に入札及び契 約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学 識経験等を有する者から5名。	年2回実施。輪番により抽出委員を決め、抽出委 員が抽出した事案（250万円以上の建設工事から7 件程度/回）の入札契約手続きを調査。	特になし。
3	岩手県	委員会の庶務が原案を作成。	あらかじめ委員長が指名した委員が審議対象工事 を抽出する。	特になし。
4	宮城県	委員（団体）の推薦を参考に県出納局（事務局）で選任。	委員が調査案件を抽出し、当該案件に係る入札・ 契約の過程等の審議。	特になし。
5	秋田県	入札契約担当課において、学識経験等を有する者から人選し ている。	入札・契約手続きの運用状況を報告及び委員が選 定した工事について課題検討を行う。	特になし。

番号	自治体名	問6 入札監視委員会		
		問6-2 委員の人選	問6-3 入札調査の方法	問6-4 制度上の課題
6	山形県	法律分野、経済分野、技術分野、学識経験者(大学教授、会計士・行政書士)から選定。 各分野の団体の推薦や前任者からの紹介を受け、本人の了承を受け委嘱している。	年に2~3回の開催で、全部局の発注案件の中から、委員が金額や落札率等を考慮のうえ抽出している。抽出担当の委員は持ち回りで担当している。	特なし。
7	福島県	担当課で案を作成し、総務部長の了承を得た後、知事決済を受ける。	入札結果等をもとに、対象工事等を抽出し、内容を精査している。	特なし。
8	茨城県	法律部門3名、大学部門 3 名、技術部門 1 名。	県全体の発注状況の審議及び抽出した事案の審議。	特なし。
9	栃木県	入札・契約制度について必要な学識経験等を有する者（弁護士や大学教授等）のうちから、知事が委嘱する。（事務局：県土整備部管理課）。	半年間に発注した工事の一覧表を入札委員会に対して提出し、報告を行う。 また、委員が任意に抽出した10案件を対象に、入札参加条件の設定方法や指名選定の理由等について審議を行う。	特なし。
10	群馬県	県土整備部において、現委員の退任に伴う後任者の推薦等により委員候補者を選定している。	年4回開催する定例会議において、抽出した工事をさらに絞り込んで審議している。	特なし。

番号	自治体名	問6 入札監視委員会		
		問6-2 委員の人選	問6-3 入札調査の方法	問6-4 制度上の課題
11	埼玉県	弁護士、大学教授（土木・建築）、公認会計士等の建設工事等について必要な学識経験等を有し、人格、見識等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者から専任。	抽出した公共工事に関する入札及び契約の理由、指名及び落札者の決定の経緯について、適正に行われているかどうか審議を行います。	特になし。
12	千葉県	部門：県土整備部建設・不動産業課。 人選：学識経験者のうち、国や自治体の入札・契約制度に関する委員会の委員経験者を候補としてあげる。	定例会議での質疑応答にて行っている。	特になし。
13	東京都	実務家又は学識経験者から選定。	https://www.e-procurement.metro.tokyo.lg.jp/documents/pdf20210518144616_1.pdf https://www.e-procurement.metro.tokyo.lg.jp/documents/pdf20201113135233_1.pdf	特になし。
14	神奈川県	外部有識者の中から選考。	年に2回委員会を開催し、1回につき数件の案件を抽出する。	特になし。
15	新潟県	・部門…産業経済、法曹界、学会、住民代表。 ・人選…関係団体に適任者の推薦を依頼。	対象工事の資料を委員に提供し、発注所属と委員の間で契約に至るまでの過程について意見交換を行う。	特になし。

番号	自治体名	問6 入札監視委員会		
		問6-2 委員の人選	問6-3 入札調査の方法	問6-4 制度上の課題
16	富山県	入札監視委員会事務局（土木部管理課）が分野ごとに委員の職業・経歴等を考慮し、人選している。	県が発注した工事のうち、委員長が無作為抽出した事案について、調査審議するもの。	特になし。
17	石川県	土木部門が主体となり、総務部門とも競技しながら選定している。	対象期間中の案件から委員が抽出したものについて、入札参加資格の設定及び指名選定の理由等について審議を行っている。	特になし。
18	福井県	・法律、工事技術、財務その他の幅広い分野の学識経験者を選任。	・委員が抽出した入札事案について個別に審議。	特になし。
19	山梨県	公共工事に関する学識経験等を有し、人格・見識等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、知事が委嘱する。(大学教授(工学、法学等)、弁護士、建築士など)	1回の会議につき、該当する期間に行われた公共工事から委員が事前に無作為で7件程度を抽出し、競争参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る指名理由・経緯等について審議を行っている。(委員会は年4回開催)。	特になし。
20	長野県	学識経験者、法律や経営の専門家、労使双方の関係者から選出。	第3者委員会が必要と認めた案件について発注者から報告を求める。	特になし。

番号	自治体名	問6 入札監視委員会		
		問6-2 委員の人選	問6-3 入札調査の方法	問6-4 制度上の課題
21	岐阜県	学識経験のある者 法律学、経済学、工学系の大学教授、弁護士、税理士、マスコミ関係 など。	半期毎の予定価格250万以上の全入札案件の中から、入札監視委員が審議案件を抽出し、入札参加資格の設定方法や指名選定方法等について審議する。	特になし。
22	静岡県	交通基盤部。 大学教授、経営者代表、消費者代表、弁護士、公認会計士から選任。	半期ごとに各委員が1件を抽出して実施。	特になし。
23	愛知県	建設工事に関する学識経験を有し、人格・識見に優れ、公正中立の立場を堅持出来る者のうちから、知事が委嘱する。		特になし。
24	三重県	当委員会は建設工事等の入札及び契約の過程等について調査審議を行う機関であり、より幅広い視点からの意見を得ることで入札契約の透明性の向上等を図ることができることから、委員は、様々な分野の学識経験者等を専任することが重要である。 また、建設会社の顧問等特定の密接な関係にあるものは、委員として選任できない。	定例会議は、原則として3ヶ月に1回開催する。県が発注した工事に係る一覧表の中から、入札・契約方式別に、委員により事前に無作為の方法で審議対象となる事案の抽出を行うものとする。入札及び契約の過程並びに契約の内容について審議し、改善事項等があると認められる時は、意見の具申を行う。 その他、臨時会議、再苦情処理会議、入札制度改善会議がある。	特になし。

番号	自治体名	問6 入札監視委員会		
		問6-2 委員の人選	問6-3 入札調査の方法	問6-4 制度上の課題
25	滋賀県	部門：土木交通部管理課。 人選方法：推薦等。	対象期間内に契約した案件から抽出し調査。	特になし。
26	京都府	・弁護士2名、大学教授3名を選出している。	・同委員会を年3回開催し、4箇月(審議対象機関)の入札、随契案件一覧を提出。その中から高落札率案件等を入札方式別に委員が計6件抽出し、発注機関が個別に説明するとともに、委員から意見・質問をいただいている。	特になし。
27	大阪府	・大学教授、公認会計士、弁護士。 ・関係機関からの推薦等。	・予定価格が250万円を超える建設工事、予定価格が100万円を超える測量・建設コンサルタント等業務、委託役務業務（物件の借入れにあっては80万円）、予定価格が160万円を超える物品購入について、委員が抽出した案件について、事案ごとに入札・契約の過程及び内容の説明を発注部局の長に求めた上で審議を行っている。	特になし。

番号	自治体名	問6 入札監視委員会		
		問6-2 委員の人選	問6-3 入札調査の方法	問6-4 制度上の課題
28	兵庫県	行政経験者、学識者、弁護士及び公認会計士から選任。	対象期間（毎年4月～7月、8月～11月、12月～3月）において、契約予定金額が250万円を超える建設工事に係る入札及び随意契約の全案件の中から、当番委員が審議すべき案件を予め抽出し、委員会当日に抽出案件に係る各発注機関から案件の概要を説明のうえ審議している。	特になし。
29	奈良県	中立かつ公正な立場で客観的かつ適切に入札及び契約についての審査等を行うことができる者であり、学識経験を有するもののうちから人選し、知事が委嘱している。	委員会抽出事案について、当該事案に係る発注機関より、競争入札参加資格をどのように設定したか、指名業者をどのように選定したか等の説明を行い、これらの設定又は選定行為の適否について委員による審議を行っている。	特になし。
30	和歌山県	有識者から事務局が決定する。 現在の構成（6名） 弁護士2名、大学准教授、高等専門学校教授、一級建築士、行政書士。	委員のうち当番委員が四半期おきに抽出案件2件を決定し、定例会議において発注機関からの説明及び提出資料を基に調査、審議する。	特になし。
31	鳥取県	部門：事業課（建設工事であれば県土整備部県土総務課） 人選方法：鳥取県共通の附属機関委員選任基準に基づき、必要な知識・経験を有する者を選任している。	3ヶ月ごとに事務局が建設工事等に関する入札・契約手続きの運用状況や用地取得等契約及び移転補償等契約の処理状況について自薦に報告を行い、その中から委員が審議を希望する案件を指定し、審議会の中で発注機関が詳細を説明する。	特になし。

番号	自治体名	問6 入札監視委員会		
		問6-2 委員の人選	問6-3 入札調査の方法	問6-4 制度上の課題
32	島根県	部門：弁護士、元県職員、大学教授、公認会計士、商工会議所創業支援アドバイザー。 人選方法：各団体からの推薦、前任者からの推薦。	委員1名が審議案件を抽出し、年2回の定例会で審議する。	特になし。
33	岡山県	技術管理課により人選を行い、公正中立な立場で客観的に入札及び契約手続きについての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者から、知事が委嘱する。	<ul style="list-style-type: none"> ・県が発注した工事に關し、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受ける。 ・県が発注した工事の中から委員会が抽出した工事に關し、入札参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等についての審議を行う。 ・県が発注した工事における入札及び契約手続きに係る再苦情処理についての審議を行う。 ・公正な競争を促進するための入札及び契約制度の改善等についての審議を行う。 	特になし。
34	広島県	公共工事に關し、学識経験を有し、公正中立の立場で事務を行うことができる者。(法律、経済、工学の各分野において、優れた知識及び経験を有する者)。	審議対象機関に契約した案件について、発注機関からデータを収集し、それらについて、入札及び契約手続の運用状況等について報告する。また、委員が収集データの中から案件を抽出し、その案件について、入札及び契約の過程並びに契約内容が適正であるかを審議する。	特になし。

番号	自治体名	問6 入札監視委員会		
		問6-2 委員の人選	問6-3 入札調査の方法	問6-4 制度上の課題
35	山口県	委員の交代が発生する場合は、関係機関又は退任する委員の推薦を基に後任者を決定している。	入札監視委員会が設定した案件について発注機関が説明し審議を行う。	特になし。
36	徳島県	高度かつ専門的な内容の審議及びその他適切に事務執行ができる大学教授及び弁護士などの有識者を選任している。	会議開催の前月以前3ヶ月間に契約した工事から対象案件を抽出し、適切な入札が実施できているかを年4回審議。 また、上記とは別に、落札候補者決定後に一定の要件に該当したものに關しても、適切な入札が実施できているかを審議。	特になし。
37	香川県	学識経験等を有する「法律」「経済」「学識経験者」「大学関係」の分野から選出している。	委員が県契約工事から発注方式別に任意抽出を行い、抽出事案毎に入札契約手続等が適切であったか審議する。	特になし。
38	愛媛県	中立・公正な立場で客観的入札・契約の審査を適切に行えること、各分野（建設技術、行政法、入札・契約制度、経営等）の専門知識を有していることを基準に人選を実施。	年3回、該当期間中に落札決定したすべての工事から委員が6～7件を抽出し、審議している。	特になし。
39	高知県	有識者及び学識経験者へ直接就任を依頼、または関係団体へ推薦を依頼する。	抽出対象期間に発注契約を行った案件の中から選定委員が抽出した事案について委員会で審議を行う。	特になし。

番号	自治体名	問6 入札監視委員会		
		問6-2 委員の人選	問6-3 入札調査の方法	問6-4 制度上の課題
40	福岡県	中立的な立場を堅持できる学識経験者5人で構成。人選方法としては、団体（弁護士会、公認会計士協会）からの推薦等を参考に選定。	<p>各部が提出した工事実績のうちから委員によって抽出された工事について、入札及び契約の運用状況等に関する事項、入札参加資格の理由、氏名理由、随意契約の理由その他の経緯に関する事項についての審議。</p> <p>また、入札の経過に不服がある者の再苦情申立についても審議。</p> <p>委員会は、対象工事に係る不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、知事に対して意見を述べることができる。</p>	特になし。
41	佐賀県	公共工事に関する学識経験等を有し、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから知事が委嘱することとしています。(佐賀県建設工事入札審査会設置要綱第3条規定)	<ul style="list-style-type: none"> 定例審査会（年3回）を開催し、各委員が抽出した工事について、事案ごとに審議しています。 また、必要時に臨時審査会を開催。 	特になし。
42	長崎県	<p>技術分野・・・大学の土木工学又は建築工学の教授等。</p> <p>法律分野・・・大学の法学部教授又は弁護士等。</p> <p>経済分野・・・大学の経済学の教授又は経済分野の専門家等。</p> <p>その他の大学の社会学の教授等、幅広く社会情勢に精通する者又は社会的信望を有し、一般世論を代表しうる者。</p>	入札結果の一覧から、審議対象を抽出し、その内容について発注機関から説明を求める。	特になし。

番号	自治体名	問6 入札監視委員会		
		問6-2 委員の人選	問6-3 入札調査の方法	問6-4 制度上の課題
43	熊本県			特になし。
44	大分県	委員は、公共工事に関する学識経験等を有し、人格、識見等に優れ、構成中立の立場を堅持できる者のうちから、知事が委嘱する。	県が発注した工事の中から委員会が抽出したものに關し、入札参加資格の設定の理由及び経緯等について審議する。	特になし。
45	宮崎県	行政改革推進担当部署で実施。 委員会設置要綱に基づき、中立・公正の立場で客観的に入札についての審査を行うことができる学識経験等を有する者で、かつ特定の建設関連業社との密接な関係にない者で人選（弁護士、公認会計士、税理士、建築士、社会保険労務士、工学部教授等）。	建設工事については予定価格250万円以上、委託契約については予定価格100万円以上の県発注工事等の中から、委員が工事内容等を参考に調査対象を選定。選定された工事等について、発注課へヒアリングにより調査。	特になし。
46	鹿児島県	その他の県委員会の委員としての実績や専門分野の業務実績などを考慮し、人選している。	委員が無作為に抽出した契約案件の入札手続きから契約に関する資料により調査している。	特になし。
47	沖縄県	入札及び契約の仮定並びに契約の内容について学識経験を有する者、その他知事が適当と認める者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。	4ヶ月間に発注した予定価格250万円を超えるすべての工事、及び1000万円を超えるすべての工事に係る業務委託の中から、委員が無作為に抽出し調査審議を行う。	特になし。

番号	自治体名	問6 入札監視委員会		
		問6-2 委員の人選	問6-3 入札調査の方法	問6-4 制度上の課題
48	札幌市	契約部門において、前任の委員や弁護士会等の団体への推薦依頼を行っている。	開催時点での統計データ（入札件数、落札率、くじ引き発生率等）や、委員により抽出された特定の工事等に関する入札手続きや入札結果について審議を行っております。	特になし。
49	仙台市	人格が高潔で、入札及び契約に関し公平な判断をすることができ、かつ、学識を有する者のうちから市長が委嘱する。	4半期毎に、期間中に行われた入札のうち委員から抽出された案件について、審議を行う。	特になし。
50	新潟市	入札・契約制度に関し優れた見識を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者のうちから、市長が依頼している。	市発注の建設工事において、予定価格が250万円を超えるもののうち、委員会で発注方式別に抽出した概ね6件程度について調査を行っています。	特になし。
51	さいたま市	契約担当部門が人選している。 弁護士会や大学などの機関から推薦を求める方法と、公募による方法。	要領で定めた資料と職員の説明により調査を行う。	特になし。
52	千葉市	中立かつ公正の立場で客観的に入札・契約についての審議を行うことができる学識経験者等から、市長が任命している。 また、女性委員の割合を3割程度以上としている。	運営要綱のとおり。	特になし。
53	川崎市	契約課が事務局となり、弁護士及び学識経験者から選出している。	各半期の契約案件の中から、担当の委員が調査対象案件を抽出し当該案件について、公開の委員会で質疑を行っている。	特になし。

番号	自治体名	問6 入札監視委員会		
		問6-2 委員の人選	問6-3 入札調査の方法	問6-4 制度上の課題
54	相模原市	契約部門が弁護士会、公認会計士協会、公正取引委員会等各団体への推薦依頼を行っている。	契約済み案件から、当委員会の委員が案件の選定を行った上、委員会における審議を行っている。	特になし。
55	横浜市	横浜市入札監視委員会の庶務・事務は財務局（主に契約第一課）で担当することとなっており、財政局契約第一課が選任手続き事務を行っている。 なお、横浜市入札等監視委員会運営要綱第三条において、「委員は学識経験等を有する者の中から市民が任命する」となっています。具体的には、弁護士、公認会計士、大学教授等に委嘱している。	当番委員1名が、四半期ごとに本市が発注したすべての工事案件の中から委員会で審議する案件を抽出。当該審議案件の入札・契約に係る詳細資料を財政局契約第一課が作成し、その資料を用いて委員会で各委員にご審議。	特になし。
56	静岡市	・人選にあたっては、弁護士会や公認会計士協会、前任者へ新任者の推薦を依頼しており、推薦された者に対して市町（事務局：契約課）。	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期毎に発注した案件の中から、指名された入札監視委員が各契約方式（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）について1件ずつ審議案件の抽出を行い、発注課からの説明を受け、審議を行う。 ・入札参加資格停止状況および低入札価格調査実施状況、契約制度の改正や契約状況について報告を受け、審議を行う。 	特になし。
57	浜松市	契約担当課にて、主に弁護士、税理士会や地元大学など各団体からの推薦により任命している。	年2階の定例会議において、委員自らの抽出により個別案件の審議を行い、意見の具申又は勧告を行う。	特になし。

番号	自治体名	問6 入札監視委員会		
		問6-2 委員の人選	問6-3 入札調査の方法	問6-4 制度上の課題
58	名古屋市	・学識経験のある者のうちから、市長が委嘱している。	・名古屋市が発注した工事及び委託の契約のうち委員が抽出したものに関し、一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由、指名競争入札に係る指名の理由等について調査審議。	特になし。
59	京都市	部門：京都市行財政局管財契約部契約課。 人選方法：有識者を選定し、就任を直接依頼している。	委員が抽出した案件について、資料・仕様書等に基づき審査を行い、改善事項があれば指摘を行う。	特になし。
60	大阪市	現委員の推薦を基に人選している。	大阪市入札等監視委員会では、 例えば、 ・契約管財局発注の工事・業務委託 ・他所属の総合評価一般競争入札で発注した業務委託 のうち、委員長が指定したものに関して、入札・契約の経過や契約内容の調査審議を行っている。	特になし。

番号	自治体名	問6 入札監視委員会		
		問6-2 委員の人選	問6-3 入札調査の方法	問6-4 制度上の課題
61	堺市	人選は、契約部門において行っており、学識経験者、その他適當と認める者のうちから委嘱又は任命する。(現在の委員構成は、大学教授、企業関係者、弁護士となっている。)	年2回会議を開催し、会議開催月の前々月以前6か月間に本市が発注する建築工事及び建設工事に関する委託業務(予定価格が250万円を超える工事及び予定価格が100万円を超える工事関連業務)の中から委員会が抽出した案件についての契約に係る入札及び契約手続の運用状況等について審議を行う。	特になし。
62	神戸市	兵庫県弁護士会、日本公認会計士協会兵庫会、神戸大学からの推薦。	委員が事前に、調査対象工事一覧から無作為に事案を抽出し、対象案件について事務局より競争参加資格をどのように設定したか、指名業者をどのように選定したか等の説明を行ったのち、これらの設定又は選定行為が適正に行われているかについて、委員による検討を行っている。	特になし。
63	岡山市	公正中立の立場で客観的に入札契約の手続きについての調査審議を適切に行うことができる学識経験等を有する者。	委員会で審議する案件については、事前に全委員に入札案件に関する資料を送付し、いただいた意見をもとに案件抽出会議で選定している。委員会では抽出議案について審議している。	特になし。

番号	自治体名	問6 入札監視委員会		
		問6-2 委員の人選	問6-3 入札調査の方法	問6-4 制度上の課題
64	広島市	財政局契約部工事契約課において、学識経験者のうちから人選している。	広島市入札等適正化審議会運営基本要綱等に規定。	特になし。
65	北九州市	公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから人選。	発注した工事のうち、委員会が無作為の方法で抽出した案件に関し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等について審議する。	特になし。
66	福岡市	弁護士、公認会計、大学教授等を推薦等により選任。	対象期間の全案件からくじ引きで案件を抽出し、委員会にて審議を行っている。	特になし。
67	熊本市	部門：契約管理部 契約政策課。 人選方法：公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから市長が委嘱する。	年2回の定例会議において、委員5名で3件ずつ抽出した契約案件を審議している。	緊急の案件については、早急な対応が難しいことから、緊急の案件にも対応できるような、期間限定の専門職員を配置することは課題を解決する一つの手法ではないかと考えられる。ただし、その人員を配置するためには、別途予算も必要である。